別紙４

行政手続条例が適用される（条例又は規則に根拠がある）処分基準（不利益処分の基準）は次のとおりです。

個票番号	処分名	根拠法令名	根拠条項	処分基準	所管部署	備考
302	新産業創造等事業助成金交付決定の取消し等	厚岸町新産業創造等事業助成規則（平成24年厚岸町規則第23号）	第８条	×ア	観光商工課商工雇用係	
303	職業訓練センター利用の制限	厚岸町職業訓練センター条例（平成18年厚岸町条例第５号）	第７条	×ア	観光商工課商工雇用係	
304	職業訓練センター利用許可の取消し等	厚岸町職業訓練センター条例（平成18年厚岸町条例第５号）	第８条第１項	×ア	観光商工課商工雇用係	
305	水産商工業団体等振興補助金交付決定の取消し等	厚岸町水産商工業団体等振興補助金交付規則（平成元年厚岸町規則第８号）	第12条	×ア	観光商工課商工雇用係	
306	小規模商工業者設備近代化資金利子補給及び保証料補助の推薦の取消し等	厚岸町小規模商工業者設備近代化資金利子補給及び保証料補助条例（平成14年厚岸町条例第11号）	第17条	×ア	観光商工課商工雇用係	
307	味覚ターミナル利用の制限	厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例（平成18年厚岸町条例第４号）	第９条	×ア	観光商工課観光係	
308	味覚ターミナル利用許可の取消し等	厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例（平成18年厚岸町条例第４号）	第10条第１項	×ア	観光商工課観光係	

※「処分基準」欄の記載内容は、次のとおりです。
①「○」　処分基準を設定している。
②「×」　処分基準を設定していない。
ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの
イ：処分の実績が無い又は将来的に見込みの無いもの
ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの